

プラットフォームサービスに関する研究会（第42回）

令和5年3月9日

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。宍戸座長、おはようございます。ただいま構成員の皆様におかれましては、手塚構成員がまだお見えになっていない様子でございますけれども、定刻になろうかと存じますのでお進めいただければと存じます。

【宍戸座長】 承知しました。それでは今、事務局からお話ありましたように、定刻でございますのでプラットフォームサービスに関する研究会第42回の会合を開催させていただきます。

【手塚構成員】 手塚、来ましたので。

【宍戸座長】 手塚先生、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【手塚構成員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため構成員及び傍聴はウェブシステムにて実施させていただいております。

事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内申し上げます。本日の会議の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。事務局において、傍聴者は発言ができない設定としておりますので、設定を変更なさないようお願いいたします。

次に、構成員の皆様、発表者の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名していただく方式で説明させていただきます。

御発言の際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わり

ましたら、いずれもオフにお戻しください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続をお試しいただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料といたしまして、資料1から資料5までと参考資料1から参考資料4までを用意いたしております。

なお、前回会合におきまして、書面での回答について事業者の皆様にお伺いしているところがございます。こちらにつきましては、事務局から事業者の皆様にお返事をお願いしているところがございますけれども、こちら、回答がそろい次第、次回以降の会合でお示しできればと思っております。

注意事項、連絡事項は以上となります。なお、本日は松村構成員におかれましては御欠席とお伺いしております。

それでは、これ以降の議事進行につきまして、宍戸座長をお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくをお願いいたします。

【宍戸座長】 はい、承知しました。本日は一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構様からフェイクニュース、偽情報対策に関する取組について御発表をいただきます。その後、国際大学、山口真一先生より、偽情報対策に関する国際的な動向及び各ステークホルダーに期待されることなどについて御発表をいただきます。また、前回会合における事業者の皆様、またファクトチェック団体の皆様からの御発表を踏まえ、関係者間などで参照いただくことを念頭に置いた取組集の案を事務局においてまとめていただいております。それに対するコメントをいただきたいと思っております。そして本日最後には、プラットフォームサービスにおける利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループにおける議論の進捗状況を事務局よりこの場で御報告をいただくと、そういう議事を予定しております。本日も盛りだくさんですが、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは早速、本題に入りますが、まずはソーシャルメディア利用環境整備機構、小俣様より御発表よろしくをお願いいたします。

【小俣氏】 改めまして、SMAJ常務理事の小俣と申します。本日はお招きいただきありがとうございます。資料を用意してございますので、これから共有いたします。SMAJとしてフェイクニュース情報に対してどのように取り組んでいるかについて御説明をいたします。次のページをお願いします。

SMAJの概要について、説明は割愛したいと思いますが、一般名称はお示しのとおりです。代表理事にはここにもチェアで就いていらっしゃる宍戸先生と、京都大学の曾我部先生に就いていただいております。目的は御覧のとおりであります。

次をお願いします。会員及び役員はお示しのとおりであります。

次、お願いいたします。本日、御紹介をしたいと思っているのは、SMAJとして実は誹謗中傷、偽情報・フェイクニュースに対する行動規範を策定している最中であります。残念ながら本日までに成案の形でお示しはできないのですけれども、これに関し、制定しようと決定した経緯や、その進捗状況について議論をしたいと思っております。

今お示しのページ、行動規範の策定に係る背景の説明でございます。SMAJの設立経緯、さらにはオンライン上のコンテンツに対する世界的な取組の潮流、そして昨年夏に示されました本研究会における報告書の内容に照らして、SMAJとして行動規範を策定しようと決定をしたところでございます。

次のページをお願いいたします。そのときの考え方ですけれども、ここに挙げているとおりです。まず1つ目ですが、コンテンツの規制、規制というか、規程、ルールに関しては、画一的なアプローチはふさわしくないということになります。つまりはソーシャルメディア、SNSと一口に申し上げましても、そのサービスの内容は区々異なり、またビジネスの規模も異なります。さらにはユーザー層も異なるし、ユーザーがどのような目的でそのサービスを使うかということも異なります。

2つ目に、ある取組が効果的であるためにはこのようなプラットフォームの違いを認識しながら、さらにはイノベーションとその変化に対して柔軟性を持たせることが必要であると考えました。御案内のとおりですが、この分野におけるテクノロジーは日に日に進化しております。このことを考えるのが非常に重要であると考えています。またプラットフォームサービスにおいては、激しい競争を勝ち抜くために日々たゆまぬ努力をして、イノベーションに挑戦しています。さらにはこの分野、参入障壁があつてないようなものがありますので、新しいサービスがいつジャンプインしてくるかも分からないので、そういったダイナミックさを維持する必要があるとも考えました。

さらには国境を越えたサービスを展開する性質があります。このポイントについて、このルールに関して考えるときには、データドリブンなグローバルな経営の活力というのを維持しながらルールを考えていく、この視点が重要であると考えています。さらには比例性と必要性の調和、バランス、こういったものも必要です。

有害、違法とされるコンテンツの深刻さや、どのような、どの程度広がっているか、さらには問題とされているコンテンツが法律上どのように判断されるものであるか、司法判断の情勢ですね。これらを加味しながら、さらには個々のプラットフォーム独自に取組を進めておりますので、こうしたことを全体的に踏まえて、どのようなルールが望ましいかということを考える必要があるという議論を行いました。

さらには、このコンテンツに係る規制を考えるに当たっては、プライバシーや表現の自由の確保など、様々な価値観のバランスの上に成り立つものであると考えております。このような価値観のバランスの中でどのように調和を図って落としどころを見つけ対策を取っていくか、そこにプラットフォーム事業者の説明責任をどのように果たさせるべきであると、そのように考えております。また独自の取組を行っていると申し上げましたが、その独自の取組を行うインセンティブ、これを保つ必要もあろうという議論を行いました。

例えば、セーフハーバーを設けたり、グッドサマリタンルール、よきサマリヤ人の原則というものであるとか、そういったものも維持したりする必要があるような議論も行いました。さらには今、申し上げたこととも密接に関連することですけれども、コンテンツの制限と意見表明の機会、表現の自由、プライバシー、これらをバランスよく加味することです。これらの原則を念頭に置きながら有害コンテンツに対する新たな枠組みをうまく設計すれば、これまで成し遂げてきたインターネットの成功をこれからも享受することができるようになると思いますし、そのようにすべきだと思います。

このときプラットフォーム事業者だけが取り組むのではなく、市民団体や専門家、学術機関を含みますけれども、そういった専門家の方々、さらには政府と責任を共有し、そして協力していく中で方法を探っていく在り方が、この自主行動規範では可能であるかというような議論を行ってきております。

次のページをお願いします。こういった議論を踏まえて昨年、初回ワーキンググループを立ち上げております。そのワーキングは、8月からステアリングコミッティを形成している者を中心に議論を重ねてきております。

次をお願いします。そしてこれ以降、今、検討している行動規範の内容の概略、骨子をお示ししたいと思います。

次をお願いします。行動規範の構成ですけれども、御覧のとおり5つのパートに分けて議論しております。

次をお願いします。まず、前文でありますけれども、本規範の対象となるインターネット

上の問題をスコープしております。まず、発効の時点では2つのカテゴリーを対象とするとしております。一つは誹謗中傷、2つ目には偽情報・フェイクニュースであります。今後この2つのカテゴリーに限るのかということ、そういうわけではないという議論を行っております。今後の社会環境の変化等により、その拡大を妨げないことを前文で謳っております。

本規範への同意、誰が同意するかということですが、SMAJの会員はいつでも本規範に合意することができるということ、さらにはSMAJに入っていないプラットフォームサービスを展開している企業もいらっしゃいますので、その人たちにこういったものがありますよという形でリーチアウトをしていることも謳っております。次お願いします。

基本的な考え方を述べるパートがあります。先ほど私が紹介したようなところを端的にまとめて、文章でお示しをしています。

次、お願いします。そして本規範の発効に関してです。まず様々なサービス等、プラットフォーム事業者、一口に言っても様々なサービスを展開していることを踏まえまして、どのサービスを対象にするのかの定義を各自行うとしております。さらには既存の法体系に関連するものとの整合性や、規範の改廃に関する手続、さらに発効時期、そして効力の廃止やどのようなときに適用がリバイスされるかも謳っております。ここでは何より、とりわけその効力の手続ですね。この規範の発効を行う際の手続や、その効力、すなわちこの本研究会、8月の研究会の内容には自主行動規範と立法措置を講じることが提言の中に盛り込まれていましたが、もし法的措置が講じられるのであればこの行動規範が無効化すると申しませうか、その必要性に照らして廃止することを謳っております。

次お願いします。同意するかどうか、受け入れるかどうかは任意になっていますが、同意をした者に対してどのようなことを求めるかというものをブレイクダウンする単元を設けております。どのようなことを行うとしているかというのは、四角で囲った部分です。例えば各会社が行っているコンテンツに対する取組、その骨子、各社の内部規律であるポリシーを制定し、その公開や、報告用のツールの実装、閲覧するコンテンツをコントロールするためのツールを実装しているのであれば、その紹介など、そういったことを行う行動規範の規範の部分です。それを定めている単元を設けております。

そして最後、4で示した内容をどのように実施し、それをどのように報告、評価し、さらに公表するかというガバナンスの点に関しても単元を設けております。報告・評価・公表でありますけれども、公表に関しましては、今のところの議論では各社の取組を公開す

ることは、それを前提に議論を進めております。

最後のページ、この全体を通して、SMAJの行動規範ワーキンググループの考え方をもう一度おさらいをさせていただければと思います。この自主行動規範はインターネット上で刻々と変化する安全性への懸念や脅威、これに適応するスピードを確保することが重要であり、さらには柔軟性も必要である。これらを踏まえながら企業に明確な責任を持たせる、十分な柔軟性を持った枠組みがこの自主行動規範を取るというアプローチで達成できるのではないかと考えております。

2つ目に、自主行動規範アプローチを取る際にこういったメリットが考えられるのではないかとこの点が5つほどございます。一つは、グローバルスタンダードに合致し、同時にローカルマーケットの特殊性を踏まえることができるということです。その際、実現可能性があり、その合理性を確保する、こういったことが柔軟に図られるのであると考えます。さらにはマルチステークホルダー、ここにお集まりの専門家の方々や市民団体、そういった方々との協力や連携を促進することも期待できるのではないかと考えています。

先ほど申し上げましたけれども3点目、絶えず変化する脅威や、新たに出現する脅威に対して柔軟性を持って迅速に対応し、さらにはそれを改善、適応、そしてさせるという過程を反復継続、柔軟にできるということを期待しています。

4つ目に、より広範な政策や法律の枠組みをサポート、現行でも例えば誹謗中傷においては刑法や民法という既存の法律においてそういったものを禁止するルールを設けているわけですが、それをサポートできるような仕組みにもなるのではないかと思います。

最後の点で、透明性を持たせるといったときに何の透明性かということに関して、SMAJとしては各企業が定めているポリシーの制定過程や、そのポリシーをどのように実施するかという着地の部分、その点に関して透明性を持たせることが可能であると考えております。

駆け足になりましたが、SMAJからの説明は以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのソーシャルメディア利用環境整備機構様からの御説明につきまして、構成員の皆様方から御質問、御意見があれば承りたいと思います。またチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。生員構成員、お願いします。

【生員構成員】 大変貴重な御説明ありがとうございました。こういった自主規範の策定、非常に重要なお取組かと思えます。

最後のスライドについて、御質問させていただきたいのですが、最後の一番下から2番目のところに、より広範な政策や法律の枠組みをサポートし、というところを書いていたいておりますけれども、このことはまさにこの研究会でもかねがね議論してきているような、大きな枠組みというものを例えば法律で定めて、その具体的な例えば透明化の在り方等は事業者の方々の自主的な、そして柔軟な取組に委ねていただくような、ある種の共同規制的なアプローチと呼ばれるような取組、そういったようなものの自主性の部分に、自主的な取組というところにこうした行動規範が位置づけられてくる、そうしたことも視野に入れられていると考えてよろしいでしょうか、ということをお聞きさせていただきます。

【宋戸座長】 小侯さん、お願いします。

【小侯氏】 質問ありがとうございます。私が先ほど説明の中で申し上げたのは、既存の法律というのは例えば民法、刑法、そういったものを念頭に置いておりました。今、生貝先生がおっしゃっていただいたことは、今後の議論に生かして検討してまいりたいと思います。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

【宋戸座長】 それでは木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。御説明ありがとうございます。私から1点確認させていただきたく、前文のところでのこの規範に関し、会員はいつでも本規範に同意することができるということで、逆に考えると、会員は同意しなくてもいいのでしょうかという点です。話し合っただけで皆さんで決めたものではあるけれども、会員だからといって必ずしも同意していないという理解でよろしいでしょうか。

【小侯氏】 質問ありがとうございます。今お示しの考え方とおりでありまして、SM AJとしてこれを定めたとしても、現段階の案では、会員によるサインオフは、各社の任意の判断であるという形にしております。というのは考え方のところでも申し上げたとおり、サービスがそれぞれ異なりますので、この行動規範にサインオフし、実施し、それを行うことによって会員社として、ガバナンスをより保つことができるようなメリット、アドバンテージがあるのであれば、当然サインオフしていただくことを我々としては期待いたしますし、一方、事業者の規模や、リソースの型によって今はサインオフできない方がいるのであれば、それはそれで事業者の状況に照らして、その判断を尊重する形をとっております。

【木村構成員】 分かりました。ただ、利用者から見ると会員は規範に同意していると

考えると思うので、その辺りは明確に分かるようにしていただきたいと思います。御説明ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。大谷です。とても有益な取組で、しかも非常に視野が広いお取組で、期待するところ大きいものだと考えております。そこで2点ほど質問させてください。一つは、今の御説明の中でも安全性の確保というコンセプトがキーとなる概念だと拝聴しました。安全性の確保には、いろいろな側面があるのではないかとと思いますが、その言葉を定義し、その射程を説明いただくとすればどのようになるのかといったことについて、御説明いただければと思います。

それからもう一点、その行動規範に対して何らかの違反や、対応ができなくなって安全性が損なわれた場合に救済を求める方法、救済手段をどのようにこの行動規範の一環として約束されるのか、その点について教えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【小俣氏】 質問ありがとうございます。3点ほどあったかと理解して、できるだけ回答していきたいと思います。まず1点目、安全性に関してですが、これ、次のページをお願いできますかね。サインオフした会社がどのサービスを対象にするのかと、ここに関わってくる質問かと思いました。各者がどのサービスを適用するかを定めた後、どのサービス、さらには何と申しましょうか、ポリシーの中で各事業者がどのように取組を行っているかということも、各社で決める形になっています。

なので、言ってみれば各社がどのように安全性の確保を考えるかというのは、それぞれが決めるということを立てつけとしては考えています。というのは、最初に申し上げたことに戻りますが、各社サービスは違いますし、体制も違いますし、このSMAJで一つ、安全性とはこれこれを言うのであると定義を設けた途端、それが各社によっては違ってきってしまうので、そういったことに照らして各社が定めるということを考えております。

2つ目、ペナルティですね。同意しますと言いながら、言動が不一致であった場合にどうするかということではありますが、このページ、3の最後のポツ、効力、廃止、除外等というところ、この除外というのが実はその部分を含んでおりまして、ここで定めを設けているのかと思っております。一つ考えられるのは、どういった言葉が適当なのか分かりませんが、守ると言っているにも関わらず守っていただけないのであれば、この行動規範からは外れてくださいという決定を言い渡すことは、一つ考えられるかと思っております。

ここで関連する議論として紹介をしますと、ガバナンスをどのようにきっちり、かつちりしていくかということが一つ今、ワーキンググループの議論では大きな議論になっています。当然きっちり、かつちり行っていくためには、ありていに言ってしまうと拠点が必要だと、担当する強力な事務局も必要であり、それをどのように賄っていくのかということが今、この次のページに関わってくるんですけれども、評価や公表、そういったことをしっかり行っていくときに肝になる点かと、ワーキンググループで今、目下議論をしております。

最後の救済の部分ですけれども、今の御指摘の点を今後の議論に生かしていきたいと思っています。

【宍戸座長】 大谷構成員、よろしいでしょうか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。サービスによって確保すべき安全性が異なるということは、御指摘のとおりだと思います。透明性やそのアカウントビリティの確保の観点から、各会員企業の皆様が自らのサービスによって確保しなければいけない安全性といったものを、それぞれに表明、声明を出すことが期待できると思いますので、その中でそれを御覧になる方との間のコミュニケーション、それからマルチステークホルダーベースでの議論というのができることを期待しております。どうもありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございました。御説明ありがとうございました。この取組は極めて重要なものであると思います。1点だけ、14ページにグローバルスタンダードに合致しているとお書きいただいておりますけれども、ここでグローバルスタンダードとして具体的に想定されているものとしては、どのようなものがあるでしょうか。

【宍戸座長】 小俣さん、お願いします。

【小俣氏】 ありがとうございます。分かりやすい例で言いますと、DTSPという世界的な団体がございます。Digital Trust & Safety Partnershipという団体であります。ここが示しているガイドラインやプリンシパル、コンテンツ分野におけるルールメイキングにおいては、日本だけではなくてアジア、太平洋、欧州で、例えばオーストラリアやニュージーランド、あとは直近で言うとスリランカなどでも議論が進んでいると考えております。そういった世界の様々なところで進んでいる議論を踏まえながら、検討しているということでございます。

【森構成員】 ありがとうございました。よく分かりました。

【宋戸座長】 ありがとうございます。まだまだ御質問等あろうかと思いますが、時間の関係上、このラウンドはひとまずここまでとさせていただきたいと思います。小俣さん、ありがとうございました。

【小俣氏】 ありがとうございました。

【宋戸座長】 それでは続きまして、国際大学、山口真一先生より御発表をよろしくお願いいたします。

【山口氏】 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、国際大学の山口と申します。本日、私からは「偽・誤情報の現状とこれから求められる対策」というタイトルでお話しさせていただきます。

では、次のスライドお願いいたします。あと、今日は20分いただいておりますので、20分以内でお話しできればと思います。まず初めに簡単に自己紹介をさせてください。私は経済学博士で、特に専門は計量経済学というデータ分析手法の一種です。私はその手法を使ってSNS上のフェイクニュースや誹謗中傷といった諸課題、あるいは情報社会の新しいビジネスモデルや情報経済論を研究フィールドとしております。

では、次のスライドお願いいたします。今日の構成ですが、最初に簡単に偽・誤情報の現状と将来についてお話しした後、世界の動き並びに、では我々としてどうしていけばいいのかという3つの構成でお話しできればと思います。

では、次のスライドお願いします。もう釈迦に説法でございますが、この2016年、偽・誤情報元年と言われ、米国大統領選挙では実に多くの偽・誤情報が拡散されました。例えば選挙前の3か月間でトランプ氏に有利な偽・誤情報は3,000万回、クリントン氏に有利な偽・誤情報は760万回もFacebook上でシェアされて、新しい情報よりも何なら拡散されたことが指摘されております。その後もフランス大統領選挙やロシアのウクライナ侵攻、様々な面でこういった偽・誤情報が拡散されていて、最近で言うところゼレンスキー大統領が降伏を呼びかける偽動画がSNSで拡散されるといったことも起こっています。

また、政治に関わるものだけではなくて、最近では新型コロナウイルスのパンデミック、コロナワクチンに関連する偽・誤情報が広く拡散されまして、WHOがそれをインフォデミックと警鐘を鳴らしました。

さらには偽・誤情報がメッセージアプリ上で拡散されたことによって、殺人事件も起こることもあって、生活、経済、政治、あらゆる面で今、偽・誤情報対策が世界中で求められていると言えます。

では、次のスライドをお願いします。日本においても偽・誤情報というものの問題が拡大しておりまして、2018年の沖縄知事選が有名ですが、そういった政治に関わるものが日々投稿されているのが現状としてあります。また政治に関するものだけではなくて、多様な分野でこの偽・誤情報が存在するわけですが、とりわけ災害やパンデミックのときには、多くの偽・誤情報が拡散しているということがあります。

記憶に新しいのが去年、2022年の9月に発生した静岡県の水害です。このときに非常に注目すべき動きがありまして、AIを使って作成した画像を、ドローンで撮影された静岡県の水害としてTwitter上に投稿したユーザーがいました。左下がそれですけれども「ドローンで撮影された静岡県の水害。マジで悲惨すぎる」ということで、一見すると本物の写真のように見えるものをAIで作成していると。右側が、実は同じサービスを使って私が画像を作成したものとなります。これを見ると、Shizuoka、disaster、colorという僅か3つの単語を入力すると、何か割と災害っぽいAIで作成された写真ができるということで、こういうふう非常に簡単にフェイク画像を誰でも作れるようになっているのが現状でして、このディープフェイク技術の民主化というものが急速に起こっているということが言えます。

では、次のスライドをお願いします。こういった中で、私は2019年度から偽・誤情報の研究をずっと続けていますが、今回は2022年に発表した調査研究結果について御紹介したいと思います。このときは、コロナワクチンと政治関連の偽・誤情報12件を使って調査をいたしました。

その結果、まず分かったのが40.4%の人がこの12件の偽・誤情報のうち、少なくとも1つ以上に接触しているということでした。僅か12件の実際の偽・誤情報を使っているだけですので、にもかかわらず結構多くの人が接触していると、見聞きしたことがあるということが分かりました。

さらにその真偽判断に関して調査すると、接触してその情報が誤っていると気づけている人は、コロナワクチンに関しては平均して43.4%、政治に至ってはこれが20.3%ということで、政治の偽・誤情報に接触した人のうち、5人に4人は誤っていると分かっていることが分かりました。こういった違いが出たのは、恐らくマスメディアがコロナワクチンに関してはファクトチェック結果を非常に発信していたということかと思います。

もう一つ非常に興味深い結果が、年代別にこの審議判断結果を見ると、何と50代や60代といった中高年のほうが若い世代よりも誤っていると気づきにくい傾向が見られました。

ですので、この偽・誤情報というのは若者だけの問題ではないのかということが分かりません。

では、次のスライドをお願いします。さらにこういった偽・誤情報を拡散する行動を右下のようなモデルを使って分析しました。その結果分かったのが、まず偽・誤情報を信じている人というのは、誤っていると気づいている人に比べて非常に拡散する傾向が強いということです。さらに、メディアリテラシーや情報リテラシーが低い人ほど、偽・誤情報を拡散する傾向も分かりました。さらにほかの研究では偽・誤情報は事実のニュースよりも約6倍も早く拡散することが分かっているわけですが、ここから見えてくるのは今、人々が接している情報空間というのは、偽・誤情報を信じている人やリテラシーの低い人、こういう人が拡散しやすい言論空間であるということが言えます。

では、次のスライドをお願いします。そして、もう一つ実証実験をしました。このときはコンサバティブに不利な偽・誤情報と、リベラルに不利な偽・誤情報、2つの実際の政治関連の偽・誤情報を使って調査いたしました。やったことというのは偽・誤情報を提示する前と提示した後で、人々の支持がどのように変化するかというものです。その結果分かったのが、コンサバティブもリベラルも偽・誤情報を見ることによって、支持を下げた人が多かったということ、並びに特に支持を下げた人が多かったのが、やや支持をするとか、支持するといった弱い支持をしていた人だったんですね。つまり、弱い支持をしている人というのは偽・誤情報によって支持を下げやすい。

このことは、どういうことを示しているかといいますと、弱い支持をしている人というのは、社会における人数が非常に多いわけです。つまり、この人数が多い人たちの考えが変わりやすいということで、この偽・誤情報は少なからず選挙結果に影響を与えているんじゃないかということが示唆されたわけです。

では、次のスライドをお願いします。こういった偽・誤情報の生まれる背景には主に2つあります。一つは経済的理由ですね。アテンション・エコノミーが広がる中で、広告収入目当てに偽情報を流す事例というものが後を絶ちません。マケドニアの話は有名ですけども、日本でも偽のニュースサイトをつくってもうけようとしていた人の話があります。

また、政治的理由については2016年の米国大統領選挙、沖縄知事選挙、ロシアのウクライナ侵攻、様々な場面で政治的な理由から偽・誤情報が拡散されています。

では、次のスライドをお願いします。こういった偽・誤情報問題が将来どうなっていくかという話で言いますと、確実にこれ、規模が飛躍的に大きくなっていくと私は予想してい

ます。なぜかといいますと、まず、このアテンション・エコノミー問題、これ、解決の道筋が見えていません。また社会が分断する中で、この偽・誤情報を使った政治的介入、これは増加していくでしょう。

さらに私が最も懸念しているのが、高度なAI技術が民主化する中で2つのことが引き起こされます。一つは、AIを使って大量に生産した偽・誤情報をBotで投稿、拡散する人や組織、これが絶対に増加します。もう一つが、ディープフェイク技術による偽動画、画像で情報環境があふれる、こういったことがかなり想定されております。

右下の記事ではこのサブスク型の月額4,000円のディープフェイク技術を使って、世論工作しているということが記事化されているものですが、既にそういうことが起こっています。さらに裁判の証拠画像、映像の捏造とか、ディープフェイクを使った詐欺など生活に密接しているところで横行すると考えられて、SNSなどのインターネットサービスの枠を超えて、社会全体が混乱する可能性があります。当然、プラットフォーム事業者も対策を打つとは思いますが、恐らく飛躍的な大規模化に対して完璧に対応するのは極めて難しいのではないかと危惧しております。

では、次のスライドをお願いします。こういった中で、各国の動向はどうなっているかという話をしたいと思います。

次のスライドをお願いします。まず米国では、偽・誤情報関連では非常に教育の重要性が強調されています。いろいろな例を挙げていますが、例えば米国保健社会福祉省は健康に関する偽・誤情報に関する報告書を出したり、あるいは対策を行うためのページを公開していたり、さらにこの偽・誤情報に対抗するためのツールキットやスライドを提供していて、一般の方が使えるツールが幅広く提供されています。

ほかには、2022年には偽・誤情報に対する教育法というものが議会に提出されて、これはまだ成立されているものではないですが、その教育法の要点としては下に書いてあり、例えば偽・誤情報に対処するためにメディア情報リテラシーを支援する、そういった委員会を設立すると。また、偽・誤情報の状況の調査や、メディア情報リテラシーを促進するための国家戦略を策定する、助成金制度を創設する、メディア情報リテラシーのレベルに関する調査を実施する、さらにこの設立した委員会の効果について教育省による評価を義務づける、そういったことが案として出ています。さらにはディープフェイクに対する研究を実施することも、違う法律では明記されております。

では、次のスライドをお願いします。一方、欧州では注目すべきは偽情報に関する実践規

範、行動規範と言われるものですね。これはずっと改定が続いていますが、この行動規範にはどういったものがあるかといいますと、例えば右下、偽情報の提供者に対する金銭的インセンティブの削減、こちらについては、まだまだプラットフォーム事業者が対応し切れてないことをかなり批判しております。

また、偽情報の流布を阻止する、政治的広告の透明性を確保する、ファクトチェッカーとの協力を強化する、研究者にデータへのアクセスを向上させる、そういったことが行動規範として盛り込まれておりまして、2018年の改定時には署名をした34社があったわけですが、それが今回も署名している感じです。

また、この規範についての実施状況のモニタリングも規定されておりまして、まず2023年初頭までに、加盟国は欧州委員会に対して規範の実施状況に関する最初の基本報告書を提出し、その後も報告することが規定されております。

では、次のスライドをお願いいたします。一方、アジア諸国を注目しますと、結構、偽・誤情報への法規制を導入する傾向が強いです。これは全部読み上げる気はないですが、例えばフィリピンやシンガポール、ベトナムではそういったものがありますし、台湾でもそうですね。また、それらの中には罰金刑を科すものから禁錮刑を科す、最大で無期懲役みたいな、かなり厳しめの法律も存在いたします。

また韓国では、これは話題になりましたけれども、言論仲裁法の改正案というものが提出されまして、これは未成立ですけれども、主にメディアを対象に偽・誤情報に対する規制を強化するような動きがありました。

では、次のスライドをお願いいたします。ではここから、各ステークホルダーがどうしていけば良いのかという話をさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。まず、政府としてできることとして最初に上がるのが、いや、法規制しろよという話なんですね。実際に私が以前調査したところ、大体75%の人が偽・誤情報に対する法規制が必要であると考えていることが分かります。一方で、皆さんもよく御存じのとおり、この安易な法規制というのは表現の自由に非常にネガティブな影響を与える可能性があります。

例えば、slippery slopeという問題がありまして、簡単に言うと、最初は限定的な運用でポジティブな効果を生み出している、やがて拡大解釈されてネガティブな効果を生むという話なわけですが、要するに偽・誤情報のように線引きの難しいものというのはこういう問題が起こりやすいということが言えます。

実際に過去にはマレーシアで偽・誤情報を規制する法律がありました。それは時の政権が自分に反対する勢力を逮捕するのに使ったようなことが指摘されておりまして、その後、政権交代後に廃止されました。また、ロシアの状況は言うまでもないですね。偽・誤情報を規制する法律によって、いろいろな方が逮捕されているのが実態として既にあります。

では、次のスライドをお願いします。では何が重要かということ、透明性の確保、トランスパレンシーですね。適切な透明性、アカウントビリティの確保を促すことが非常に重要になってくるわけですが、ここで一つ注目したいのが右のグラフ、こちらは未公開ですけれども、Googleと実施しているInnovation Nipponというプロジェクトの中で現在、調査研究している中で明らかにしたものです。

こちらは何かといいますと、各透明性の項目に対して人々がどれぐらいそれを見たいと思っているかということ、実態を調査したものです。これを見ると、おおよそ全ての項目について大体30%から40%ぐらいの人が見たいという回答をしていて、そこまで多くないということなのかと思いましたが、これはもうちょっといるのかと思ったんですが、実態としてはそういう形になっていると。

ただし、ここで私が強調したいのは、透明性というのはもちろん人々に見ていただくということもあるわけですが、同時に、得られた結果が政府や業界など、いろいろなところがエビデンスベースで有効な対策を検討していくということ、この結果は示していると思います。だから、やみくもにただ単に透明性の確保という話ではなくて、効果的な施策の横展開などができるようにしっかりと目指すべき社会の姿を提示した上で、必要な透明性、重要な情報というものをしっかりと取得していくことが何よりも求められるかと考えております。

また、外資系のプラットフォーム事業者が非常に多い中で、ユーザーに日本語で対応できる体制を整えることも極めて重要です。さらに今後の将来の話をする、このディープフェイクやメタバースなど、技術の発展に伴って問題が拡大していくことが予想されますので、とりわけディープフェイクはかなり問題が大きくなりそうですけれども、事業者と連携して継続的な問題把握をして、また犯罪行為に対しては厳正に法的対処する、そういったことで抑止することも求められるかと思えます。さらに言うと、ディープフェイクを見据えた法的な動きということも考えられるのかと思うところです。

では、次のスライドお願いいたします。事業者にも様々なことが求められるかと考えてお

りまして、一番大事な機能で対処しろよという話でして、まず今、ラベルづけなど様々な取組をしているので、そういったことをある企業ではやっているけど、ある企業ではやってないみたいなことは結構ありますので、効果的な施策はまず、どんどん広まっていくといいんじゃないかというところ、並びにこの透明性の確保、これが非常に重要であるということが言えます。

あるいは、偽・誤情報の流通経路に連携しているファクトチェック組織のファクト結果を優先的に表示する、そういう新たな取組というものも検討してもいいんじゃないかと考えております。あるいは、このディープフェイクというものを検出してラベルづけするなどもあり得るかもしれません。

では、次のスライドをお願いいたします。もう一つが、この偽・誤情報のインセンティブの除去です。このアテンション・エコノミーの中でとにかく経済的理由から偽・誤情報を生産する動きが活発化していますので、広告収入がそういうところに流れないように、プラットフォーム事業者がしっかりと対策を取っていくことは極めて重要かと考えられます。

では、次のスライドをお願いいたします。あとはファクトチェックの推進も大事でして、ファクトチェックというのは非常に効果があることが私の調査でも分かっておりますので、例えば菅元首相がワクチンを打ったと報道された日に、打ったワクチンは偽物というような偽・誤情報が流れましたが、それに対してファクトチェック前は95%の人が偽・誤情報を信じた投稿をしていましたが、ファクトチェック後はそのファクトチェックを広める投稿がほとんどを占めていたということで、極めて効果が高い。

また人々は、特にマスメディアにファクトチェックを期待していることが私の調査から分かっておりまして、実際に世界中ではマスメディアがファクトチェックに乗り出している現状があります。

次のスライドをお願いいたします。ところが、日本の最大の課題としてはIFCNの加盟団体がいないということで、法政大学の藤代先生もこのままでは偽・誤情報対策がガラパゴス化する懸念を示しているわけですが、こういったように進まない背景に人と金の問題があって、事業継続が厳しいということがあります。

ただ他方で、例えば右側に韓国の事例を示していますが、大学が間に挟まって財団やプラットフォーム事業者がコストを負担して、各メディア、あるいはファクトチェック組織がファクトチェックを実施するみたいな、この連携した取組というのは非常に多くなって

きています。なので、こういったステークホルダー間の連携というのは何よりも重要かと考えております。

では、次のスライドお願いいたします。他方、ファクトチェック組織、ファクトチェックをするのにも2つのポイントがあると思っています。一つは中立性の担保ですね。この中立性を担保するために一つのアイデアとしては、有識者などから成る第三者機関を設置して、毎年ファクトチェック組織のアウトプットをレビューするといった方式があり得るかと考えております。その活動の実態や偏りをレビューして、それを公表することで人々は各ファクトチェック組織がどのような状況なのかを知った上でファクトチェックを見ることができ、連携する企業もその情報を参考にして連携していくことができます。

もう一つは、限られたリソースで効果を得るためにファクトチェックの優先順位付けも大事だろうと考えておりました、右側、以前調査した優先順位の調査ですけども、例えば災害や選挙、あるいは医療、健康、こういったものは有識者の方にヒアリングすると極めて重要性が高い、優先度が高いと答えていましたので、エビデンスベースでチェックの優先度をつけていくのが大事かと思えます。

では、次のスライドお願いいたします。あとは、メディア情報リテラシー教育の拡充ですね。情報が爆発して誰もが発信者になる現代においては、このメディア情報リテラシーというのは、国語や数学のように全ての人に欠かせないものであると私は考えております。実際に私の研究でもこれが偽・誤情報対策に重要であることが分かっているわけですけども、メディア情報リテラシーを高めることは教育を受けた人が生きる上で欠かせないということだけではなくて、社会全体にとってもこの上なく必要です。

これはまさに国語や算数と同じという話でして、体系だった教育啓発プログラムを開発して広げていくことが重要かと思えます。ただ、大切な点が2点あって、一つが短期だけではなくて中長期の効果を確認すること、もう一つが横展開によって面に広げていくこと、この2つを重視することが大事です。

では、次のスライドをお願いいたします。あとは技術による対抗も大切だと思っています。ディープフェイク技術の民主化に対抗するためには、ディープフェイク技術を見破る技術の民主化、これも求められると考えておりました、例えば右側のように、東京大学が偽動画を9割見破るAIをつくったみたいな話がありますが、こういったものが人々に公開されて、例えばディープフェイクかもしれないと思った画像をそこにアップすると、AIが作成した確率80%などが出るなど、そういうすごいカジュアルなサービスで、その技術

を誰もが使える状態にする、こういった世界感がすごく必要じゃないかと考えている次第です。また、テキスト系のAIも非常に発達している中で、AIが作成した文書かどうかを検証する技術、こういったものの開発も求められるかと思えます。

では、次のスライドをお願いいたします。最後のスライドになりますが、この偽・誤情報対策に特効薬はありません。しかし根絶は不可能ですが、問題を改善していくことができると信じております。今後、自由・責任・信頼があるインターネットというものをつくっていくことが非常に重要だと思うんですけども、これを築くためには各ステークホルダーが一步一步改善に向かって歩んでいくことが重要で、こういった連携を強化することで、より効果的な施策を取ることができると考えております。

では、次のスライドをお願いします。以上、すいません、超過してしまいましたが、これにて私の発表は終了したいと思います。御清聴ありがとうございました。

【宋戸座長】 山口先生、ありがとうございました。それでは、ただいまの山口先生からの御発表につきまして構成員の皆様方から御意見等、あるいは御質問等いただきたいと思えます。チャット欄でまた私にお知らせいただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。新保先生、お願いします。

【新保座長代理】 山口先生、どうもありがとうございます。いつも非常にこのエビデンスに基づく内容で、なるほどと示唆に富む内容で、まさに今後どうやってやっていくべきかということを考える上で非常に参考になる内容でした。今日の御報告を踏まえて、これから次のステップとして、生成系のAIを利用する機会が増えていますので、これに伴って今後、この研究会でも何をやるべきなのかと思いついたことを申します。ようやくというのがありますが、Chat GPTが注目され始めていて、私も3年前から石黒浩先生が代表を務めている対話知能学という研究プロジェクトに所属し、GPT 3を用いた課題や、AIをどのように利用することができるのかという研究に参加し今年、2023年度が最終年度になります。なかなか注目されなかったところがChat GPTの登場によってかなり注目され始めていると思えます。

総務省の情報通信政策研究所の学術雑誌『情報通信政策研究』に投稿したときにも、AI原則について規制をしないことについては今後、その点は見直すべきではないか、つまりAIについては明確に何らかの規制を導入すべきだということは、これまでも申し上げてきたところですが、今日の山口先生の御報告を伺って、まさにこの点について改めて思ったのが生成系のAI、いわゆるジェネレーティブAIを利用する機会が増えるに伴ってこれから

何が起きるかという、虚偽の情報、誤認を生ずる情報、誤った情報、それからそういった情報が信憑性が高い情報のように流布することになる次元に移行していくのだと思います。

そうすると、これまでの議論は人間が生成した情報について、具体的にどのような対策を講じることができるのかということが議論の対象になってきたわけですが、今後はこの生成系のAIによってファクトチェックの可否については、もはや人知を超える状況になりつつあるのだらうと思います。

そうすると、人間による対応は不可能な次元にこの後、移行していきますので、そこでこれは、これまでの繰り返しになりますけれども、EUのAI整合規則提案、AI法案ですね。この議論をこれまでも私は注視しているわけでありましてけれども、この点についてこの研究会でもまだ御紹介がない問題としては、AI法案の議論の過程において、生成系のAIをどのように現在捉えているのかということ、今後きちんと精査していくべきではないかと思えます。

生成系AIは、欧州委員会はテキスト生成型のAIは現在、Annex IIIのハイリスクAIに追加する議論を行っていますので、具体的にはAI法の6条1項の対象が附属書2のAで、6条1項の附属書2のBというのが現時点で義務規定として対象になっていない部分ですが、6条2項の附属書3、Annex III、これにテキスト生成型のAIをリストに追加することはほぼこの方向でいくのだらうと思っております。

つまり、今後、テキスト系のAIを特にハイリスクAIとして規制をする方向は、もうこれはもうほぼ間違いなくその方向にいくのだらうと思っております。

そうすると日本国内でもこれまでAIについては規制をしない方向での原則に基づく取組というものを進めてきたわけですが、そのためにリテラシーをどうやって向上させるか、ファクトチェックをどのように実施するか、そういったことを検討してきたわけですが、もはやテキスト生成型のAIについては、これらの議論が吹き飛んでしまうほど強烈なインパクトを今後発揮することになると思っていますので、生成系AIへの注目とともに、AI規制について検討が必要な段階になっているということ、山口先生のご報告を伺って改めて思った次第であります。以上、意見であります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ひとまず御意見ということで承って、次の方の御発言、あるいは御質問を伺えればと思います。寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 よろしくお願ひいたします。山口先生、ありがとうございます。全体

像と課題が非常に分かりやすく俯瞰できるような資料になっていまして、検討資料として非常にありがたいものだと思っています。お示しいただいた資料を基に私なりの意見を述べさせていただきます。

技術については今、新保先生から御示唆がありましたので、それ以外のところで、まず検討すべき大きなポイントとしては発生元を特定する、発生する仕組みを特定する、その上で関係者間の情報共有というのを促進する、最後にリテラシーの問題ですね。この4ポイントについて御意見させていただきます。

発生元に関して言えば、最終的に抑止する対策を考えないといけないですが、プラットフォームではもう既に警告や、アカウントの停止削除、そういったものを進められていますが、もう一步進めるとなると資金を絶ったり、法的な責任を追及したりということになるのかと思っています。

ただし、新たな制度をつくる前に表現の自由等の課題というのもありますので、こういった対策を行う上での根拠というものをもう少し明確にこういった研究会でまとめる必要があるのかと思っています。

2つ目で発生する仕組みに関して、こちらは2つ、経済的なところで広告収入という部分がありましたが、こちらは大きくは広告のエコシステムを透明化しないことにはどうしようもないのが1点あると思います。その上でさらにアドフラウドですね。これを真剣に考えないと、いつまでたっても広告の部分というのは解決しないんじゃないかと感じています。

さらに政治的な理由の部分に関して言えば、こちらプラットフォームさんではラベルづけや、正しい情報をできるだけ目立つところに出すなど様々なことをされていますが、こちらその背後、こういった政治的な問題に関しての背後について、法的責任追及ができるのかできないのかというのが次、大きな問題になるかと思っています。こちら根拠の明確化というのが重要かと思っています。

ステークホルダー間の情報共有、これはAIやメタバースが今後出てくるとそういった問題においても、個社での対応というのはまずまずかなり難しいと思いますので、例えば今回の報告書に基づいてSMAJさんが行っているように、こういった部分をもう一步進めて、情報共有と課題解決のための仕組みづくり、こういったものを支援をしていく、その上においては制度化というのでも考えていいのかと思っています。個社に対しては定期的な報告義務、いわゆるEUのDSAのようなものも検討していいのかと思っています。

最後、リテラシーに関しては、これまで私もここにいらっしゃる何人かの方も安心ネットづくり促進協議会といったところで、基本的に青少年という観点が非常に強過ぎたのですが、こういった部分も本来のフェイクニュースに関する弱者は誰なのかというところをもう一度考え直して、そういったところに対するリテラシー向上というのを重点的に考える必要があると思っています。私からは以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは次に森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私も寺田さんと同じで、山口先生の御発表に触発されて考えるところを述べたいと思います。山口先生の御説明、幅広く事象を捉えて、鋭い踏み込んだ分析をしていただいた上で様々な提案をしていただいていると感じました。私はこれで伺うのは2度目ですけれども、さらに理解が深まったように思いません。

3つ申し上げたいと思いますが、その第1に、伺っていて感じましたが各国、制度化を進めている。制度化というのはフォーマルな対応、政府が自らその対応に乗り出しているということですが、これはこの偽情報の問題を非常に深刻に受け止めているということだと思います。

これは、本当にそれはもう世界的な大きな課題ですので、我が国においてもこの偽情報ということを非常に深刻な問題として受け止める必要というのはあって、これに対して政府も当然関与してフォーマルな対応、何らかの制度化を検討していかなければいけないということなのだろうと思いました。

2番目ですが、その中で2つの大きな選択がありまして、直接禁止するか、体制確保、透明性の確保かということだと思います。直接禁止が危険である御説明がありました。これも全く私も同感でございまして、フェイクニュースを発信してはいけないと、真実でない情報を発信してはいけないようなルール設定は非常に危険だと思います。そういうルールを今、放送でいろいろ問題になっておりますけれども、日本でなかなか正しく運用することができるとは思えないですし、これがうまくいかないことは先生の御説明のとおり、ほかの国を見ても明らかではないかと思えます。

透明性の確保を選択することは、これはこのプラットフォーム研究会のかつての選択でもあったわけですが、それは改めて正しかったんだと思います。その透明性の確保を選択することによって何が得られるのかということについての御説明も全くそのとおりだと思っております。みんなが見て分かると、ユーザーが、そういう面もありますけれ

ども、それは政策に対するインプリケーションがエビデンスベースでの政策が可能になることは、これは非常に大きなポイントだと思います。

もう一つは、これはプラットフォーム研究会によりまして痛感していることですが、外国の事業者さんが多い中で、日本語対応体制が果たして確保されているのかということが疑問であることです。日本人のユーザーはたくさんいますけれども、それに応じた日本語対応体制が確保できているかどうか。これを透明性の確保によって明らかにしてもらうことが大きな課題であろうと思います。

それから3番目に、大きな偽情報の話の背景に、アテンション・エコノミーとリコメンデーションのアルゴリズムの問題があることは忘れてはいけないことだと思います。アテンション・エコノミー、全く勢いが衰えない、全く御指摘のとおりだと思いますし、その問題をどのように取り組んでいけばいいのかも我々も全く分からないような状況にありますし、またその中であって、このアテンション・エコノミーに支えられてリコメンデーションのアルゴリズムに従って偽情報が刺さる人に刺さる、刺さる人に見せられて悪い刺さり方をしてしまうことがケンブリッジ・アナリティカの事件であったかと思いますが、もしかしたらブラジルでも同じようなことがあったのかもしれないし、そのことをアテンション・エコノミーとリコメンデーションのアルゴリズムを課題の正面に据えておくことを忘れてはいけないと思います。以上です。

【宋戸座長】 森先生、ありがとうございます。それでは、このラウンド、崎村さんまでお伺いをした上で全体、山口先生からコメントに対するコメントがあればいただければと思っております。

それでは崎村さん、お願いします。

【崎村構成員】 山口先生、大変すばらしいプレゼンテーションありがとうございました。非常に勉強になりました。幾つか御質問がございます。

1つ目が、今の森先生の話にも近いんですけど、私、実はユーザー認証、ユーザーのアイデンティフィケーション専門なものですから、その関連での質問です。ユーザー認証をして、ユーザーごとにカスタマイズしてターゲティングをして、偽情報を流していくような攻撃が考えられるわけですが、これをされると非常に検出が難しいですね。検出する側からすると、それは見えないので。この辺りに対して、どのような対策が考えられているのかと。この状況だと透明性の確保も非常に難しくなってくると思うので、もし御存じでしたら教えていただきたいと思います。

2点目が、弱者への対応ですね。今ですと特に未成年に関して、ひょっとしたら先ほど50代60代は偽情報に弱いというのがありましたから、そういう人たちの保護というのもあるかもしれないですが、欧州で今、エイジベリフィケーションが非常に熱くなっています。これはこういったことが背景にあると思います。情報のアディクション、そういうことも指摘されておりますし。1つ目の質問のユーザー認証にも近い問題ですけれども、これは年齢だけしか分からないような形にして認証するわけですが、こういったことと、この偽情報の管理に関するところで何か動きがあるでしょうかというのが2点目。

3点目が、これは新保先生がおっしゃっていたことにも関連しますけれども、技術、AI等によるフェイクニュース等の作成というのは非常に安価に指数関数的につくっていくことができ、それに対して人力でのファクトチェックなどはリニアにしかどんなにお金をかけてもできないので、基本的に対抗できないと私は思っています。なので、こちらも技術を使って対抗しなければならないと思っています。

そういった意味で御紹介いただいた東京大学のサイトにアップロードすると、それはフェイクですよと教えてくれるというものは、非常に有意義だと思っています。が、これも情報弱者に当たる人たちに関係しますが、自分でそれを使うことができない、技術がない、あるいは使うことが思いつかない方々がかなりいらっしゃると思います。そういったコミュニティに対してその情報を届ける手段として、どういったことが考えられるのかと。

以前のこの研究会での報告では否定する拡散や、あるいはマスコミが実は拡散力が強いような話がありましたけれども、そういったところとの連携など、そういうものは何か検討されているような事例があるだろうかということについて教えていただければと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは今の崎村構成員の御質問への回答も併せて、山口先生お願いいたします。

【山口氏】 皆様ありがとうございました。皆様の御指摘、並びにコメント、大変有意義なものばかりで私も大変勉強になりました。時間が多分押していますので、御質問いただいた点を中心にお答えしたいと思うのですが、その前に逆に質問させていただきたいんですが、最初にいただいた御質問の、カスタマイズしてターゲティングするというのは、これはSNS上でターゲティングしてそちらに表示するという話ではなくて、DMを送るといってお話をされていますか。

【崎村構成員】 両方ですね。

【山口氏】 両方ですか。ありがとうございます。そうですね。いただいた御質問3つとも大変難しい内容で、なかなか一朝一夕に回答するのは難しいとは思いますが、1点目に関してはSNSの公の場でターゲティングして、例えば投稿が表示されやすくしたり、あるいはリプライで飛ばしたり、あるいは広告でうまくやるということはあると思うので、まず広告に関しては恐らくそれはSNSやインターネットサービスの広告の審査、これを厳しくすることで対応することが可能なかと思えます。

リプライに関しては外部から見るができますので、そういう意味ではルートをとってファクトチェック結果を逆に表示していくことは、できなくはないと思うので、将来的にはそういう対策もあります。つまり今はファクトチェックが広まらないのは大変大きな 이슈なわけですが、逆にこのファクトチェックを見ることによってファクトチェックの最初の部分、フェイクの部分だけ読んで、誤解したまま過ごすって人も世の中にいるので、実はみんなが読めばいいってわけでもない話も出てきているんですね。

だから、フェイクが流れてしまったルートをとってファクトを見せるという、一つ方法としてはあり得ると思うので、将来そういうことが実現すれば、そこまでは対処できる可能性があるかとは思っています。

ただ一方で、DMは極めて難しいと私も思っておりまして、そうですね、御指摘のとおり、人は認知バイアスを持っていますので、自分が見たいフェイクニュースにはもうすぐだまされやすいわけですよ。だから、そういう人をターゲットに偽・誤情報を流すのは非常に効率がいいんですが、DMを使われると私の理解、私の浅い法知識の理解では日本では通信の秘密があるので基本的にそれは見られないはずなんですよ。そうすると、対策しようがないんじゃないかというのが私も懸念しているところで、DMの部分に関しては、現段階では私から回答は申し上げられないです。

ディープフェイク以外の話であればもちろんリテラシーを向上させることができますし、あるいは、よくやられる手としては、どちらかという誘い出しへのディフェンドですけども、例えば青少年であればDMはそもそも見知らぬ人から来ないようにしているわけですが、そういった対策をもしかしたら強化して、例えば、結構だまされやすい60代にもそういう措置を取るなど、これは強めの方法で、理由がない中、それをやるのは大変問題だと思いますが、ただ一つの案として何かそういうふうにDMの制限をかけるというのにはあり得なくはないかと思えます。ここはもやっとした回答で申し訳ありません。

2点目が弱者への対応というお話でして、これは私も非常に重要だと思っております。今、年齢確認というお話が出てきたと思うんですけども、私は実はこの年齢確認は日本ではもっと精緻にしたほうが良いと思っています。それは偽・誤情報という文脈というよりは、例えば青少年による様々な問題が発生する中で、例えばアディクションの問題もありますし、またほかの人と比較して精神にネガティブな影響を受けるという話が青少年周りであります。

そういうことを考えて年齢制限、年齢推奨というのは非常に重要であるわけなので、それを詐称できる状態というのは非常に良くないわけですね。だからこの年齢確認というのは偽・誤情報もそうですし、またほかの面から見てももっともっと精緻にしていくことが大事じゃないかと私も考えているところです。

ただ、そういう関連で何か大きな動き、各サービスに、例えば身分証を提示させるようなサービスも世の中にあるんですけど、そうやっているサービスもあるというもので、かなりばらつきがあるのかと私は考えております。

最後の部分、これは極めて重要な観点で、このAIによる偽・誤情報が安価で作成可能で、それが爆発していきたくらうという話なわけですけども、まず御紹介した東京大学の技術の話は、その技術を民主化しようというのは私のアイデアでして、現段階ではNIIや東大などが今、抱え込んでいるわけですよ、そういう技術を。それがあまり開放されていないことを私は問題意識として持っているので、まずはそれをカジュアルにみんなが使える状態にするのは大事なのかとと思っている次第です。

ただ、御指摘にあったとおり、この情報弱者に当たる人はそこまでとどろ着かないだろうという話で、これも全くもったもな話なわけですよ。ですから、そこで一つ私が考えているのは、プラットフォーム事業者がもっとそういう技術、既に開発していますけど、彼らは彼ら自身の中で。また恐らくそういう研究機関と連携することも可能だと思うんですけど、連携しながら、日本においてそういう日本語のAIによって作成されたテキスト並びに画像、映像について、その技術を使ってラベルづけをすとか、このAIが生成した確率がラベルで表示されるとか、何かそういう世界観にしていくことがすごく大事じゃないかな。

そうすると、自分が能動的にアクションを起こさなくても、受動的に見ている情報だけでAIが作っているものだということが分かるので、それを見た人は、あとは自分で判断すればいいって話だと思いますので、その状態にしていくことができなくはないのかと思っ

ているところです。

あとは、もちろんマスメディアとの連携というのも大事だと思っております、もちろんマスメディアが教育啓発の役割を担っていることは言えないわけですが、ただ非常に情報発信力が高い中でこういうディープフェイク問題について取り上げることは、社会にとっては非常にいいことだと思いますので、彼らのビジネスの中、あるいはNHKであれば社会的使命の中で積極的にそういったことをしていただければ、かなり話は広まるかと思っております。

その論拠となるのが、今日お示したコロナワクチンへの誤情報判断と政治への誤情報判断で結構差が出たというところで、マスメディアが報じると人々の理解は高まっていくんですよね。だからそういった連携ということは大いにあり得るんじゃないかと、私は理解しているところです。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。寺田構成員からも弱者対策もターゲットイングが関係している、プロファイリングの問題解決が必要、あるいはエコーチェンバー、フィルターバブルに対する対応も検討する必要がありますと御指摘いただいております。

まだまだお伺いしたいことが幾つもあるような気もいたしますが、問題の広がり、あるいは深さを確認させていただいたということで、引き続き山口先生にはこの場、あるいは様々な取組での御協力をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

【山口氏】 ありがとうございます。

【宋戸座長】 それでは続きまして、事務局より先ほどまでの議論にも関わりますが、偽情報対策に係る取組集の案について御説明をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。資料3に基づきまして、偽情報対策に係る取組集（案）につきまして説明させていただきます。

こちらの資料の位置づけについてまず説明いたします。こちらの偽情報対策に係る取組集につきましては、前回会合におきましてプラットフォーム事業者の皆様、あるいはファクトチェック団体の皆様、関係の皆様からインプットいただきました内容に基づきまして、それらを取りまとめ、関係者間で参照しやすくすること、それによってよりプラクティスの促進に資することを目的として作成をしているところでございます。

また作成をしたものにつきましては、本研究会におけます偽情報対策に関する透明性、アカウントビリティの確保に関する検討においてもお役立ていただければというところで作成することを目的としているところでございます。

こちらの資料につきまして、概要を説明差し上げたいと思います。おめくりいただきまして、ヤフー株式会社様ですけれども、ヤフー株式会社様からは前回会合においてインプットいただいております信頼性が高い情報の掲載や、啓発活動・リテラシーの向上の取組、偽情報の削除というお取組について、インプットいただいているところでございます。特にヤフー株式会社様におかれましては、Yahoo!ニュース等のニュース媒体におきまして、信頼性の高い情報というところについてお取組をいただいているところでございます。

2ページにおいては、LINE株式会社様からの御発表をベースにいたしまして、要素を書き出しているところでございます。啓発活動やオープンチャット、LINE NEWSそれぞれのサービスにおけるお取組について記載をさせていただいているところでございます。それぞれにつきましての説明は割愛させていただきます。

4ページ、Google様におきましては、こちら前回会合においてインプットいただきましたInnovation Nipponを通じた実態調査の実施やセーフターインターネット協会様への支援を通じた対策の推進、また日本に限らず、ASEAN諸国におけるリテラシーの向上に関する研修の提供等に関するお取組について御紹介いただいていたものにつきまして、要素を書き出しているところでございます。こちらにつきましても、詳細の説明は紙面でもって代えさせていただきたいと思っております。

6ページはMeta様からのインプットについての記載をしているところでございます。Meta様からはプラクティスの部分、また考え方に関する部分をお取組としてインプットいただいております。一般的な考え方に関する部分と、影響工作、組織的偽装行為への対策や透明性とコントロールによる利用者のエンパワーメントに関する取組、またリテラシーの向上や公正な選挙のための取組についてお取組としてインプットいただいております。

8ページではセーフターインターネット協会様のお取組について記載をしているところでございまして、Disinformation対策フォーラムの立ち上げと運営、またその結果を踏まえたファクトチェック機関の創設等について御紹介をいただいたところでございます。

続いて9ページのファクトチェック・イニシアティブ様からの御説明につきましては、事後対応、事前対応、ファクトチェックというのを促進するために必要となるようなデータベースの設立、またその結果の取りまとめた公表のFactCheck Navi等のお取組について御紹介をいただいているものをまとめたものでございます。

10ページ、総務省の取組につきましては、総務省において開発、公開をしておりますリテラシー教材に関する取組について、こちらは前回会合にインプットしたのではなく、

追加的に作成したものでございますけれども、記載をさせていただいているところがございます。概要としましては、以上のようなお取組をまずインプットとして、インプットいただいたものを事務局において取りまとめさせていただいたところがございます。

なお、編集に当たりましてはインプットいただいた内容につきまして一部課題、解決手段、効果の部分抜き出すに当たって一部内容の配置等に関して調整等をさせていただいているところがございます。

事務局からの説明につきましては、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様方から御意見等あればいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。またチャット欄で私にお知らせいただければと思っております。

それでは大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。非常に分かりやすい取組の事例ということで、丁寧にまとめていただきましてありがとうございます。課題とそれから解決手段と効果に分けて記載する方法も、その目的や効果といったところに特に注目して検証対象を明瞭化する意味で、とても良い体裁になっていると思っております。

それで幾つか、総務省の取組も記載していただいておりますけれども、政府の取組として総務省の取組がここに挙げられているだけでは少し寂しいと思っております。他省庁やそれからその他の機関も含めて取り組まれていることがありましたら、それを収集してこの取組事例集にまず掲載していく必要があるのではないかと考えております。

その中で、政府の取組で必要十分とは言えない部分というのも浮き彫りになってくるかと思っておりますので、そのためにももう少し他省庁の動き等についても掲載いただければと思っております。

それからTwitter社についても、いずれ掲載されればよいのではないかと考えております。また効果のところについては現在、効果として期待される事実関係について述べられているところですが、実際のその取組がどのような効果につながったのかについては、できるだけ客観的なファクトを、検証されたファクトをまた改めて追記していくことも必要になってくるのではないかと考えております。

ですので、ここは期待される効果というか、目的とする効果とそれから実際にその効果が認められたものと多分、欄を分けていくことが必要になってくるのではないかと考えて拝見させていただきました。

感想めいたことをごさいますけれども、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 どうもありがとうございます。今回のこの取組集、非常に重要な内容をうまく整理していただいてありがたかったかと思っています。ちょっと先の話にもなるかもしれませんが、せっかくこういう形で作ってきていますので、このステップを踏んで共通項目など、そういうものをうまく整理していくことで、さらにその次のステップへの役に立つ内容になっていくのかと思っています。

前のところでもちょっと言いたかったんですが、要するにミニマム条件、お互いに協調領域的な共通項目というのをどうやってうまく整理していくのかは今後、どの立場になるうとも必要な条件というのはあると思うんですね。その辺が明確に今後になっていくのは、こういう具体的な例からメタ化していく意味では非常に重要なプロセスかと思っていますので、この偽情報対策に係る取組集というものをうまく整理することで、今後に資するようにしていただくと非常にありがたいかと思えます。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。こちらの内容、本当に国内的に重要なのはもちろんとして、これは世界共通の課題として各国取り組む中で、北米でもないし、欧州でもない、この日本の取組として国際的に発信していく価値というのも非常にあるんだろうと思いました。

特に今年ちょうど開催されるG7を含めて、様々な国際フォーラムの場など、こうしたソフトローの発展が様々なフォーラムで進められているところがあると思いますので、そういった場所での発信というのをぜひ行っていただくと良いかと思えます。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。これ、非常に重要な資料をお作りいただいたと思いますが、なぜ重要かということですが、これが言ってみれば先ほど山口先生のお話にありました透明性の確保という、我々が選択したやり方の一つの結果、成果であるわけでございます。

ですので、ここが出発点といいますか、ここを見て様々な政策的な示唆というものも受けることになりまして、また実際にどのような対応をされているのかというところから、様々なことを、場合によっては事業者さんにも申し上げていくことになるんだろうと思いますが、最初に申し上げるべきは先ほど大谷さんから、いつか、ツイッターの情報も掲載

されればいいと思います。大変上品な言い方で言っていただきましたけれども、これは山口先生の御指摘の中に、外国事業者が多い中で日本での対応を果たしてやっていただいているのかということが問題だということがありました。

そういう観点からすると、それはすぐにでも出していただくべきものであったわけかと思えます。日本のユーザーは大変多く、私もあまり投稿はしないですけども、拝見はしばしばしているわけですし、そのような事業者さんからはこの取組事例集にどのような取組をされているかを出していただく必要があるということかと思っています。

出していただいた事業者さん、いずれもしっかり書いていただいたと思うんですけども、Metaさんにおかれましては、これ、出していただいて非常に良かったんですけども、その効果のところに分類されているものがないので、そこにやってみてどうだったかというようなことも教えていただければいいと思います。

Googleさんにつきましては、詳細に具体的に様々なことを書いていただいています、特に日本以外のところでもこうだというのは、説得的だと思って拝見しておりました。ちょっと私に関心を持ったのは、具体的なメディアにおいてどうされているかということですよ。ユーチューブにおいてコンテンツや広告についてどうされているかということを書いていただければ良かったと思いましたが、その点についてはヤフーさんもLINEさんも書かれていたと思いますので、どのメディアで何をしているかということですね。非常に詳細に書かれていたと思いますので、そこについて書いていただければ良かったかと思えました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは最後、木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。御説明ありがとうございます。大変よくまとめていただいていると思います。私からはこの資料について、公開の位置づけはどうなっているのかというのが分からなくて、例えば、とってもいい資料ですけども、皆さんから見えるような形にどう公開していただけるのかということをお聞きしたいのと、あと、これは現段階の資料ですけども、更新についてどのように考えているのかというのを教えていただけませんかでしょうか。よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それで今、木村構成員から御質問がありましたし、また大谷構成員からここをこうしたらどうだという御意見もございました。それでは事務局で今、いただいた御指摘コメントを含めていかがでしょうか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。御質問、御意見をいただ

きました皆様におかれましてもありがとうございます。

木村構成員からいただきました公開の取扱いにつきましては、今回の会合におきまして、この取組集について一旦このような形でお認めということになりましたら、速やかに事務局において公開の手続きを取らせていただきたいと、総務省のホームページ等で公開したいということを考えております。

また、更新についての取扱いについての御質問等がございました。御趣旨といたしまして、特定の者における御提出がまだいただけていない部分があることや、また時勢に応じて追加変更等あるところもあろうかと思っております。更新の取扱いにつきましては、宍戸座長とも今後引き続き相談させていただければと思っておりますけれども、皆様の御趣旨、御指摘というところを十分に事務局としても受け止めた上で、検討させていただきたいと思っております。

【宍戸座長】 よろしいでしょうか。

【木村構成員】 木村です。総務省のホームページで公開ということは承知いたしました。ただ、どこにあるか分からないというのは困るので、そこをきちんとお願いいたします。総務省のホームページは、大変範囲が広いので、よろしくお願いたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 御指摘をありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。プラットフォームサービス研究会のホームページとは別に、政策ごとのページがありますよね。あそこもそうですけれども、だんだん様々な情報が増えてきているので、見やすくすることは全体通して検討いただければと思います。

それからこの全体の表の中で、総務省以外の取組も含めて書けるものは書いていったらどうかという御指摘も、また今後、欄を増やして成果が上がっている、上がっていないを記載すべきという御指摘もありましたけれども、この点も含めて事務局でいかがですか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 御趣旨いずれも承りました。御示唆を踏まえまして、検討を進めさせていただきたいと思っております。

【宍戸座長】 私でも最後にお手伝いさせていただければと思っておりますが、今の点も含めまして、この取組集、全体の方向としてはいいものができていると御了解いただいていると思っておりますので、今、御指摘いただいた点については微修正があることを含めて、取組集としてこのプラットフォームサービス研究会において今、御決定をいただき、また具体的な修正については座長たる私に御一任いただけないかと思っておりますが、この点いかがでござ

いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。本日の御意見、御議論を踏まえまして、生員構成員からもありましたけれども、国際的な場も含めて広いところでこの取組集を紹介し、また適宜バージョンアップしていけるよう、事務局においてはまずファイナライズへの御準備と、それからその後の取組、あるいは今、崎村さんからもコメントをチャットでいただいていますけれども、周知啓発も含めて御準備、御対応をいただければと思います。よろしいでしょうか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 もちろんでございます。承りました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、本日最後のアジェンダとなります。事務局より、本プラットフォームサービス研究会の下に置かれている2つのワーキンググループの状況について、御説明をいただければと思います。すなわち、プラットフォームサービスにおける利用者情報の取扱いに関するワーキンググループと誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループでございます。それぞれ御説明をお願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局の丸山です。まずプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの開催状況について、資料4で御説明申し上げます。まず2ページ目を御覧ください。

令和4年の電気通信事業法の改正において、外部送信規律という規律を盛り込んでおります。内容ですが、利用者に関する情報を外部送信する指令を利用者に送信する場合、当該利用者に確認の機会を付与しなければならない、これを外部送信規律と言っておりますが、こちらを盛り込んでおります。

1ページ目、今申し上げたこの外部送信規律の改正法に基づきまして、省令で定める事項、それからその規律の詳細ということでガイドラインになりますが、その関係についてワーキンググループを計5回開催し、ヒアリングなども行いながら議論を行いました。

2ページ目です。御議論いただいた結果のその内容ということで、省令・ガイドラインの主なポイントについて申し上げます。まず1つ目、規律の対象者について、ブラウザまたはアプリを通じて提供される、スマートフォンやパソコンで利用されるサービスを提供する電気通信事業者または第三号事業を営む者を対象としております。

2点目、通知または公表の方法についてと記載してありますが、正しくは通知または公

表すべき事項についてです。失礼しました。通知または公表すべき事項について、送信される利用者に関する情報の内容、その情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名、名称、それから送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的ということになっています。

最後3点目で、通知または公表の方法について、日本語での平易な表現による記載、適切な文字サイズでの表示、それから容易にアクセスできるようにするという、それからポップアップによる通知やトップページなどでの公表など、利用者が認識し、理解しやすい形で表示することになっております。今、申し上げたポイントですが、具体的な内容の概要については3ページ以降に参考としてお付けしております。

それから、また1ページ目に戻っていただければと思いますが、規律の詳細ということではガイドラインを御議論いただいた内容については、参考資料の3ということで第22回12月23日に開催された会合で御議論いただいたものを参考としてお付けしております。ガイドラインと申しましたが、既存の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説に盛り込むことを想定しているものです。

なお、このガイドラインの解説を御議論いただきましたことをもちまして、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループについては、一旦この第22回の会合をもちまして開催を終了させていただいたところです。このワーキンググループの関係については以上となります。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 続きまして、資料5に基づきまして誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催状況につきまして説明申し上げます。1ページを御覧ください。こちらにつきましては、昨年末の親会において御議論をいただいたことを踏まえまして、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する検討を専門的かつ集中的に御議論いただくために、プラットフォームサービスに関する研究会第40回における議論も踏まえ、誹謗中傷等の対策に関するワーキンググループを新たに設置することで決定をいただいたところでございます。

それを踏まえて、ワーキンググループにおきましては①プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの透明性・アカウントビリティの確保の在り方、及び②違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割の在り方について、現在御議論をいただいているところでございます。

開催状況につきましては下部に示しているとおりでございまして、第1回会合につきま

しては昨年末に開催いたしまして、まず誹謗中傷等ワーキンググループにおいて意見募集を実施するための意見募集の案について御議論いただいたところでございます。それに基づきまして昨年末、12月末から今年の1月末まで意見募集を実施したところでございます。

その結果も踏まえまして、第2回会合におきましては検討アジェンダ、後ほど少し説明させていただきます、につきまして構成員の皆様へ御議論いただきました。これに加えまして、関係者のヒアリングといたしまして、こちらに挙げております芸能関係の皆様、音楽関係の皆様、スポーツ関係の皆様へ誹謗中傷等の実態について、またプラットフォーム事業者に対して求める役割等についての御意見を伺ったところでございます。

それに続いて3月、第3回会合におきましては関係者ヒアリングといたしまして、今度はこちらに挙げておりますヤフー様、LINE様、Google様、Meta様、Twitter様、またセーファーインターネット協会様、本日お越しいただいておりますソーシャルメディア利用環境整備機構の皆様から、決定されている検討アジェンダに対しましての御意見をお伺いしたところでございます。こちらのワーキンググループにつきましては、第4回以降も各論点、多様な論点を御議論いただいているところでございます。有識者へのヒアリングや構成員による自由討議等を踏まえ、論点の骨子案や取りまとめ案などを提示しつつ、御議論というのを継続して、今年の夏をめどに報告できるよう進めていくことを想定しているところでございます。

検討アジェンダについて少しだけ補足をさせていただきます。参考資料2におきまして、こちらの誹謗中傷等のワーキンググループにおいて挙げております検討アジェンダそのものをつけさせていただいているところでございます。

全体の検討を通じて留意すべき事項について挙げつつ、また具体的な検討事項という形で、ワーキンググループにおいて検討すべき、していく事項について挙げているところでございます。詳細に立ち入っての説明というのは紙面でもって代えさせていただきたいと思っておりますけれども、具体的な検討事項におきましてはプラットフォーム事業者の責務に関して改めて整理を行うもの、また大きい2番におきましては、透明性・アカウントビリティの確保の方策の在り方に関して具体的な対応が求められる事業者や、こういった項目についての透明化が必要であろうかということ。それらについての項目について御議論いただくよう、検討アジェンダとして決定をしているところでございます。

また、6ページの大きい3番以降におきましては、プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割につきまして、誹謗中傷等の違法・有害情報の低減を果たしていく上で、

プラットフォーム事業者に対して求められる具体的な役割について御議論いただくための検討アジェンダが挙げられています。

投稿のモニタリングに関する項目、要請・請求のフェーズに関して、削除請求権に関しての御議論、またその他プラットフォーム事業者における権利侵害性の有無の判断の支援や、その要請を受けた場合の対応の明確化等についての御議論をいただいているところでございます。また、その他の項目におきましては、検討の対象となる情報の範囲などのアジェンダが設定されております。

こちらに挙げられておりますアジェンダにつきましては、まさにこれから構成員の皆様にも御議論をいただくところでございますけれども、現状について御報告をさせていただいた次第でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今2つのワーキンググループの状況について御説明をいただきました。それでは、このうち後半、池田さんから御説明いただいた、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催状況につきまして、構成員の皆様方から御意見、あるいは御質問等あれば若干承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

今、御説明ありましたように広く御意見をパブリックコメントという形で伺って、論点をかなり広くとった上で、今後どう扱っていくかをワーキンググループで議論していくつもりでございます。

申し遅れましたが、親会でワーキンググループの主査は宍戸が務めるということで御了解いただき、私がやっているわけですが、親会のメンバー、もちろん両方出られている方もおられるかと思いますが、御注意いただくべき点があれば、ワーキンググループでの議論に反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 ありがとうございます。かなり内容的にかぶってくる部分も出てくるんじゃないかと思っています。そういったところを多分どこかですり合わせる必要があると思っているのですが、同じようなことをニュアンス的に別々に違うようなことと言っちゃうようなことになったらまずいだろうと思っていますので、この辺のところは今後、どう考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。誹謗中傷と偽情報、誤情報対策は、共通する点

があり、特に重なっている部分、同じくプラットフォーム事業者の皆様を中心に対応を求める部分については、ぶれがないようにしていければと思う一方で、誹謗中傷については、先般のこの親会の第2次とりまとめでも具体的な対応を求める御意見をいただいてまとめたところ、その差分が出てくる部分もあるということで、その差分が出てくるのは当然出てくるけれども、そうでないところがぶれないようにということは、よく私も心したいと思っております。

事務局から何かございますか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。寺田構成員、御指摘いただいたところにつきましては、ワーキンググループにおける議論につきまして、最終的なプロセスといたしましては、報告書案についてワーキンググループにおいてお取りまとめいただいた後、親会においても御報告の後、御議論いただくプロセスを想定してございます。

そこが一つ、御議論いただく場としてはございますけれども、また折に触れまして本日説明申し上げたような形になろうかと存じますけれども、ワーキンググループにおける検討状況等について説明をしてみたいことも考えてございます。

【寺田構成員】 ありがとうございます。特にどうしても、誹謗中傷は厳しい内容の部分がでてくると思うんで、それがフェイクニュースでも同じようにかぶっちゃったりすると問題が出てくるような気がしないでもないので、その辺の情報共有はよろしく願いいたします。

【宋戸座長】 心します。ありがとうございます。それでは大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。報道などで先行しているような情報が伝わっていたところ、改めて確認することができてよかったと感じております。検討アジェンダの中で気になっているのが、行政庁から削除要請を受けたプラットフォーム事業者の対応というところで、義務づけの議論については留意すべき点だと思っております。義務づけということは非現実的なのではないかと思っております。

一方、これは偽情報対策でも言われていることですが、プラットフォーム事業者には海外の事業者が多いということで、日本における誹謗中傷の問題や、不当な差別表現などについて事情をよく承知していないがために対策が十分に取られていないようなことがあるのであれば、例えば行政機関などの削除要請、それが求められている背景などを海

外のプラットフォーム事業者に対して説明する機会をつくったり、あるいはそれがどうい
う種類の問題であるのかを、ほかの国々で生じている同様の問題に照らして、我が国でも
問題であることを説明する何か資料を用意したり、そのようなことで対応を促進すること
が必要だと思えます。またこのような政府の要請に基づく対応については、普通の被害者
からの要請に基づく対応とは区別して透明性のレポートの中に明記していただく建て付け
にしていく必要があるのではないかと考えております。

【宍戸座長】 ありがとうございます。注意しながら進める必要がある点、承りました。
大谷構成員がおっしゃられたように、特にこの政府からの削除要請の意味合いについては、
先般この場でも御紹介がありましたと思えますけれども、商事法務研究会で法務省人権擁
護局様、あるいは消費者行政第二課様、最高裁判所様がオブザーバーで入っていただいた
検討会で、この削除要請の基礎となっているのはどういう問題なのか、法的な整理は1回
させていただいて、ペーパーとして公表させていただいているところでありますけれども、
それをより具体的に削除をお願いすること、行政機関からお伝えすることの意味合いが何
を意味するのかについて、しっかりしたコミュニケーションがこれまでもされてきたと思
います。そこにどこか目詰まりをしているところはないのかということを含めて気をつけ
ながら、ワーキンググループでどのように取り上げていくかを私も気をつけていきたいと
思います。ありがとうございました。

それでは、先ほどの検討会も入っておられましたが、森先生お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。まず宍戸先生
の御紹介にありました検討会で、こういう表現が違法なんだと、これは権利侵害情報であ
るようなことを割と現在のことも含めて整理をしたわけですが、これはあくまでも
裁判所の判断ベースのもので、これを使って法務省の人権擁護機関が削除のお願いを
する、要請をすることはもちろんいいことですし、またそれを使ってプラットフォーム事
業者さんが、なるほど、こういうものは駄目なんだなということで削除していただくよう
なことは、非常にいいことだと思いましたが、ここに書いていただきました削除の義務づ
けについて、それは大谷さんのおっしゃるように、既にプラットフォーム事業者、誹謗中
傷については一定の場合には削除する義務を負っているわけですし、それが裁判所で明ら
かになることによって実際に削除の義務を負うということですが、裁判をしなくても
実際には権利侵害情報について義務を負っているわけなんですよね。裁判があつて初めて
削除義務が発生するというわけではないわけです。

しかしながら、行政機関がこれを別に判断することになりますと、それはちょっとなかなか、どうでしょうねと、まずそもそも手続的にも問題ですし、また正しい判断がこれから常に行われるのかということ、そうはならない心配もありますので、そこは慎重にやっていただくといたします。

それはそうなのですが、じゃ、何ができるかということですが、アジェンダで言いますと3-3以降のところだと思いますが、こちらについても偽情報と同じように対応はしていただかなければいけないわけですし、対応のための体制構築、特に被害者だという人からの申告を受け付ける窓口がないのももちろんいけないでしょうし、申告を受け付けたら判断をしていただいて理由を付して回答することは必要だと思いますし、また当然その裁判の結果が明らかになったら、その裁判の結果に従って早急に削除することが必要になります。

そういった体制を確保することを義務づけて、義務違反に対して制裁をすることは、これは十分に合理性のあることだと思います。私は偽情報でも誹謗中傷でも同じだと思いますけれども、個々の情報についての削除義務を課したり、それについて制裁をしたりということ行政機関がするのは駄目ですけれども、体制を構築しているかどうかということについて判断をして、あらかじめ基準を決めてそれについて、その体制を構築している、体制を構築できないということにして、それについての体制構築義務違反があれば制裁することは十分可能だと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。私もこの検討アジェンダに対しては大変いいことだと思いますし、被害者の方に対して本当に早急な対応だと思いますので、踏み込んだ議論をしていただいて進めていただきたいと思います。

救済について踏み込んで話していただきたいと思いますし、他団体との連携について、先ほど森先生がおっしゃいましたけれども、被害者の方の相談窓口ですとか、あとプラットフォーム事業者がどういう団体と連携して協力していくかも検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは崎村さん、お願いいたします。

【崎村構成員】 よろしく申し上げます。非常によい取組ありがとうございます。先ほどの誤情報の話にも関連してくるんですけれども、拡散の話ですね。誹謗中傷情報の拡散ということに関しても、クロスプラットフォームでどんどん拡散が続いていくことがあります。

ます。そうするとたちごっこになるんですね。一つのプラットフォームで止めに行っても、またほかのところでという感じになって。

ということで、検出された攻撃の共有、そういったことも、これは誤情報についても話が出ていましたけれども、重要になってくるかと思います。例えばログインに関しては若干すでにそういうことが行われていたりします。シェアードシグナルという、リアルタイムで攻撃情報、こういうところからこういう攻撃が来ているという情報をシェアしたりするというようなことを行われているので、同じような形で攻撃が拡散しないように、機械的にある程度対応できるようなことというのもぜひ御検討いただくと、被害者の痛みを和らげることができるのではないかと考えております。

あと、同様に先ほども誤情報で話が出ましたが、DMの話は非常に重要なことだと思いますので、ぜひそこも密に連携いただいて、こちら側にも情報をシェアしていただければと思います。よろしくお願いします。

【宍戸座長】 承知しました。すいません、若干時間を超過していますが手塚構成員からもぜひお願いいたします。

【手塚構成員】 今、崎村さんから非常にいいコメントがあったので、そこにかぶせる形で言わせていただきたいのですが、最終的にはインターネット上でこういうものが動いているということはデジタルシステムなんですね。そうすると、デジタルシステムでいかにこういうものを守る、守っていくのか、広がりを防ぐのか、それと本人確認、データの完全性、どう保障するかなど、そういうようなデジタルとの関係性においても今後その上位の、どちらかという今ポリシーの議論をいろいろしていると思いますが、そこをシステムとしてどう見ていくのか、そういう視点も今後非常に重要になるのかと思いますので、ぜひそういうことも検討の対象にさせていただけるとありがたいかと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。本日は非常に貴重な御指摘を親会のメンバーの方々からいただきましたので、これを踏まえて引き続きワーキンググループで議論をさせていただければと思います。事務局においてもこの点、テイクノートをお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 承りました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。チャットで、森先生から、青少年が被害者の場合に、クロスプラットフォームで情報共有する仕組みがありますとインプットもいただきました。ありがとうございます。

それでは、本日この辺りで意見交換を終了させていただければと思います。それでは、事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 次回会合につきましては、別途事務局より御案内を申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了となります。以上で、プラットフォームサービスに関する研究会第42回の会合を終了とさせていただきます。本日も皆様、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございました。これにて散会とさせていただきます。